改正案

Ⅱ 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点

- Ⅱ-1 監督事務に係る基本的考え方
- Ⅱ-1-4 一般的な監督事務
- (1) モニタリング調査表の提出について

オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者等に対して、以下の事項に関し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。

財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)は、モニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。

【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】

- ① 自己資本規制比率の状況
- ② 業務、経理の状況
- ③ 顧客資産の分別管理の状況
- 4 市場リスク
- ⑤ 取引先リスク
- ⑥ オペレーショナル・リスク
- ⑦ 流動性リスク

【一定規模以上のファンド等の運用を行う者へのモニタリング (ファンド又は顧客資産ごとに実施)】

- ① ファンド等の名称
- ② 業者区分
- ③ ファンド等の形態
- ④ 運用期間に関する事項
- ⑤ 権利者(投資主を含み、個人を除く。)に関する事項
- ⑥ 運用財産額に関する事項
- ⑦ 純財産額に関する事項
- ⑧ 投資対象に関する事項
- 9 商品分類に関する事項

- Ⅱ 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点
- Ⅱ-1 監督事務に係る基本的考え方
- Ⅱ-1-4 一般的な監督事務
- (1) モニタリング調査表の提出について

オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者等に対して、以下の事項に関し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。

財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)は、モニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。

【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】

- ① 自己資本規制比率の状況
- ② 業務、経理の状況
- ③ 顧客資産の分別管理の状況
- ④ 市場リスク
- ⑤ 取引先リスク
- ⑥ オペレーショナル・リスク
- ⑦ 流動性リスク

【一定規模以上のファンド等の運用を行う者へのモニタリング (ファンド又は顧客資産ごとに実施)】

- ① ファンド等の名称
- ② 業者区分
- ③ ファンド等の形態
- ④ 運用期間に関する事項
- ⑤ 権利者(投資主を含み、個人を除く。)に関する事項
- ⑥ 運用財産額に関する事項
- ⑦ 純財産額に関する事項
- ⑧ 投資対象に関する事項
- ⑨ 商品分類に関する事項

改正案

- ⑩ 借入状況に関する事項
- ① 取引先リスクに関する事項
- ② 流動性リスクに関する事項
- (注) モニタリング調査表の提出を求める対象となる「一定規模以上のファンド等の運用を行う者」とは、毎年6月末日における直近の事業年度終了時点において、以下に該当し、かつ1ファンド又は1契約あたりの純資産額が500億円以上のファンド又は顧客資産を運用する者のほか、国際的な動向等も踏まえ当局のモニタリングの観点から必要と認められる者(例えば、ファンドの運用戦略や前年の調査結果等を踏まえて、500億円未満のファンド又は顧客資産を運用する者を対象とすることが考えられる。)をいう。
 - ・金商法第2条第8項第12号に掲げる行為を業として行う者
 - ・金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う者
 - ・金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に関する投資とし て、金商法第2条第8項第15号ハに掲げる権利を有する者から 出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を業として行う 者

(2)~(5) [略]

現行

- ⑩ 借入状況に関する事項
- ① 取引先リスクに関する事項
- ⑩ 流動性リスクに関する事項
- (注) モニタリング調査表の提出を求める対象となる「一定規模以上のファンド等の運用を行う者」とは、毎年6月末日における直近の事業年度終了時点において、以下に該当し、かつ1ファンド又は1契約あたりの純資産額が500億円以上のファンド又は顧客資産を<u>運用する者をいう。</u>
 - ・金商法第2条第8項第12号に掲げる行為を業として行う者
 - ・金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う者
 - ・金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に関する投資とし て、金商法第2条第8項第15号ハに掲げる権利を有する者から 出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を業として行う 者

(2)~(5) [略]